令和6年4月1日採用予定

松阪市特定任期付職員(弁護士)

募集要項

- 1. 募集職種、採用予定人員、応募受付期間、試験日程、任期、主な職例外容、応募資格
- ~ 令和6年4月1日採用予定 ~

募集職種	事務職(特定任期付職員)
	※特定任期付職員とは、地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化に対
	応するため、専門的な知識経験又は優れた見識を有する人を、期間を限って
	採用するものです。
	※採用選考の結果、適任者がいない場合は、合格者なしとなることがあります。
採用予定人員	1名
応募受付期間	令和5年12月1日(金)~令和5年12月22日(金)
試験日程	書類選考及び面接試験
	1 書類選考(申込時の提出書類による選考)
	2 面接試験
	試験日(予定) : <u>令和6年1月17日(水)</u>
	試験会場(予定):松阪市役所 試験内容(予定):個人面接
	※都合により、試験日及び会場等を変更する場合があります。
	合格発表(予定):令和6年2月上旬
	※試験の結果次第では、追加試験を行う場合があります。
任期	採用日から令和9年3月31日まで
	※任期は、勤務実績等により採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長
	する場合があります。
主な職務内容	弁護士経験を生かして次の業務を主として従事していただきます。
	・市職員からの政策法務相談に対するアドバイス業務
	・市が有する債権の管理・回収等に関する業務
	・市が原告又は被告となる訴訟等に関する業務
	・行政対象暴力、不当要求に対する対応業務
	・市の施策に係る法的妥当性、法令適合性の検証に関する業務
	・市職員の法令順守及び政策法務能力向上のために必要な業務
	・市に対する行政不服審査における審理員業務及び他の審理員への指導
	など
	※上記「市」とは、松阪市教育委員会事務局及び上下水道部も含みます。
応募資格	次の要件を満たす人(<u>※年齢:不問</u>)
	① 現に弁護士の登録を有し、弁護士として実務経験のある方。
	② 採用後も弁護士登録を維持したまま、松阪市役所(松阪市殿町)に通勤可
	能である方(三重弁護士会への登録換えをお願いします)。

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人
- (2) 弁護士法第7条(弁護士の欠格事由)に該当する人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 及びその関係者
- (4) 日本国籍を有しない人

2. 応募手続き

(1) 応募書類

公開日:令和5年12月1日(金)

※市役所での応募書類の配布は行いません。

松阪市ホームページ(http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/saiyou/)からダウンロードし、必ずA4サイズの白い紙にプリントアウト(片面印刷)してご使用ください。

(2) 応募方法

① 持参する場合

提出場所:松阪市役所 3階 職員課

受付期間: 令和5年12月1日(金) から12月22日(金) まで

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜は除きます。)

※各地域振興局地域振興課での受付及び預かりはいたしませんのでご注意ください。

② 郵送する場合

方 法:角形2号(33.2cm×24cm)サイズの封筒(表面左下に朱書きで「応募書類 在中」と記入)に応募書類を封入し、必ず『簡易書留』で送付してください。

宛 先:〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 総務部 職員課 へ郵送してください。

受付期間:令和5年12月1日(金)から12月22日(金)松阪市役所到着分まで 12月22日(金)松阪市役所必着のこと

(3) 応募に必要な書類等 ※1

① 松阪市特定任期付職員(弁護士)採用試験受験申込書 ※2 1通 ② 松阪市特定任期付職員(弁護士)採用試験受験調査票・受験票 ※2 1通

③ 松阪市特定任期付職員(弁護士)採用試験エントリーシート(職務経歴) 1 通

④ 松阪市特定任期付職員(弁護士)採用試験エントリーシート(志望動機・自己 PR) 1通

⑤ 司法修習終了証の写し 1 通

⑥ 返信用封筒 ※3 2通

- ※1 記入はワープロ、パソコン、自筆(黒のボールペンのみ可、但し、消えるペンは不可) のいずれでも結構です。
- ※2 ①②は、6ヶ月以内に撮影した同一の写真(縦4cm×横3cm 裏面に名前を記入のこと)を貼り、必要事項を記入してください。

欄が不足する場合は、用紙を複写するなどして記入してください。不足により追加した 用紙にも名前を記入してください。

※3 長形3号(23.5cm×12cm)サイズの封筒2通ともに、84円切手を貼付し返信先

(4)受験申込の注意事項

- ①上記(3)で提出された書類に、記載漏れ等の不備があった場合は受付できません。なお、記 載漏れ等による書類提出の遅延等については一切の責任を負いかねます。
 - また、提出された書類に虚偽の記載等があった場合は受験が無効になります。
- ②郵送で申込みの場合、「簡易書留」以外の方法で郵送された申込みは受付できません。
- また、郵便事情等による書類到着の遅延等については一切の責任を負いかねます。
- ③インターネット、Eメール等での応募はできません。
- ④持参による12月22日(金)午後5時15分以降の受付はできません。
- ⑤受付期間の最終日は大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。
- ⑥受付後の受験申込書等につきましては、一切返却できません。

3. 試験期日

- (1) 書類選考(申込時の提出書類による選考)
- (2) 面接試験

試験日(予定): 令和6年1月17日(水)午後

試験会場(予定):松阪市役所(松阪市殿町 1340 番地 1)

試験内容(予定):個人面接

- ※都合により、試験日及び会場等を変更する場合があります。
- <u>※悪天時等の決行判断情報は松阪市ホームページ(http://www.city.matsusaka.mie.jp/</u>site/saiyou/)にてご確認ください。
- ※試験会場には駐車スペースが無いため公共交通機関をご利用ください。なお、近隣等への無断駐車ならびに駐車違反が発見された場合は失格となる場合があります。
- ※試験会場では携帯電話の使用はできません。

4. 採用予定者の決定

書類選考及び面接試験により合格者を決定し採用予定者とします(追加試験を行った場合には、 追加試験合格者を採用予定者とします)。ただし、申込書記載事項に虚偽があった場合、又は受験 資格に係る要件等を証明できない場合は合格を取り消します。

なお、電話等による合否の内容についての問い合わせには、一切応じることはできません。

※合否結果は、面接試験受験者全員に郵送により通知します。
(松阪市のホームページに合格者の受験番号を掲載予定)

5. 採用予定年月日

令和6年4月1日

6. 給 与

「松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」等に基づき支給します。

· 給料月額及び期末手当等(令和5年4月現在)

4号給基本給 533,000円(年収見込約800万円)(課長級相当)期末手当 3.30 ヶ月

- ※採用決定後の職員配置により決定します。
- ※年収見込は概算ですので実際の年収とは異なる場合があります。 なお、年収見込には期末手当等が含まれています。
- ・ 任期付職員業績手当が条件に応じて支給されます。
- ・ 扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、勤勉手当は支給されません。

7. 服 務

- ・勤務時間、休暇その他の服務については、任期の定めのない一般職の職員と同様です。
- ・任用期間中は、地方公務員法により営利企業等への従事が制限されます。

8. 募集についての問い合わせ

松阪市役所 総務部 職員課 人事・研修係

住 所 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 (3 階)

電 話 0598-53-4331 (直通)

Eメール syo.div@city.matsusaka.mie.jp

参考1

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競 争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない 者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日 [昭和二二年五月三日] 以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考2

外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍 を必要とする。」

松阪市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

- (1) 公権力の行使に相当する職務
 - ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
 - ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
 - ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
 - ④その他公権力の行使に該当することとなる職務
- (2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、松阪市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。